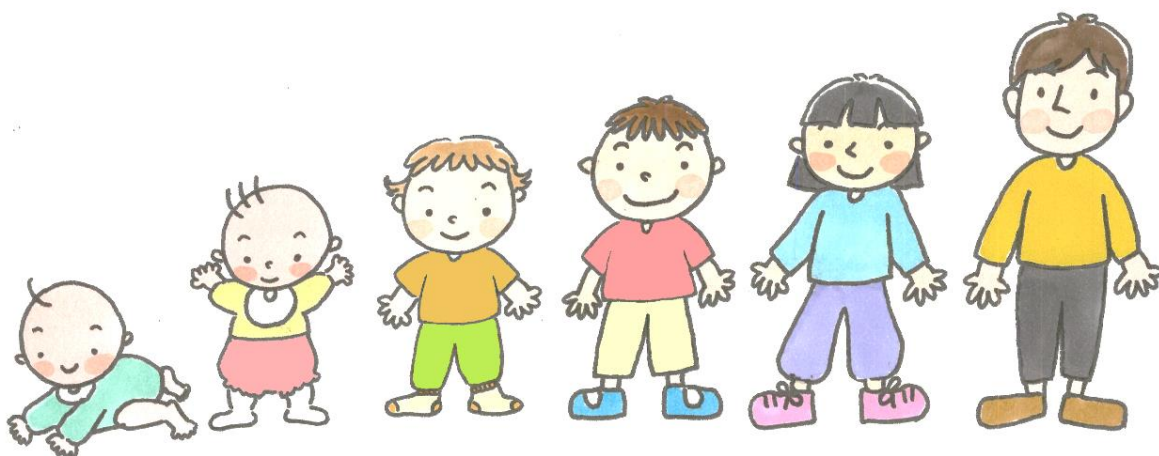


世田谷区 保育の質ガイドライン



令和7年3月

世田谷区

一人ひとりの子どもが「今を生きる主体」としてウェルビーイングを実現することを目指します

ガイドラインの特徴

「子どもの権利を中心とした保育」を実践するための基本的な指針となるよう、子どもの権利条約に示される4つの一般原則の内容を明記し、子ども自身が権利の主体であることを明確にしました。

※ウェルビーイング(身体的、精神的、社会的に満たされた状態にあること)

目次

わたしとの8つの約束～世田谷区保育の質ガイドライン～	3
I 子どもの権利とウェルビーイングの実現	4
II 生活と遊び(学び)を支える	6
1 環境	6
2 保育内容	7
III 施設等における子どもの権利が保障される環境づくり(安全管理)	10
IV 職員の専門性と施設等のマネジメント	12
1 職員に求められる専門性	12
2 職員の専門性向上のための仕組み	13
3 施設運営と組織マネジメント	15
4 施設長・主任等の管理職の役割とリーダーシップ	15
V 地域における子育て	17
1 施設等の子育て支援のありかた	17
2 子育て支援の場づくり	18
3 地域の子育て力を高める	19
VI 乳幼児期の多様な施設・事業者同士の連携	20
VII ガイドライン改訂の趣旨と位置づけ	21
1 ガイドライン改訂の趣旨	21
2 ガイドラインの位置づけ	22
VIII 区が施設等の質の向上を図っていくための主な取り組み	24

●文中、以下の語句は次の意味で使います。

語句	意味
施設等	子どもに関わるすべての施設・機関・事業等
職員	子どもに関わる施設等に従事するすべての人

対象施設等一覧



世田谷区 HP
「世田谷区保育の質
ガイドライン」



わたしとの8つの約束

～世田谷区保育の質ガイドライン～

人生のはじまりの時間にいるわたしは
「なにしようかな？」でいっぱいです。

- ・ わたしをかけがえのない一人の人として大切にしてください。
- ・ わたしの気持ちをきいて、受け止めてください。
- ・ わたしを選ぶのを待ってください。
- ・ いろいろな文化や心・からだなど、どんなわたしであっても大切にしてください。
- ・ わたしにとってもっともよいことは何かを考えてください。
- ・ 失敗したり、立ち止まったり、休んだり、ゆっくり進んだりする、そのままのわたしを見守って、かかわってください。
- ・ わたしの家族も大切にしてください。
- ・ わたしらしく育っていくことを支えてください。

今日も楽しかったね。明日もなんかいいことがあるかな。



I 子どもの権利とウェルビーイングの実現

子どもたち一人ひとりはいつも心を動かしています。

あなたにはどのように見えていますか。見守っていますか。待っていますか。

～子どもの権利を守るためにいつも大事にしなければならないこと～

【差別の禁止】

すべての子どもは、子ども自身や親の人種、国籍、性、意見、障害、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が補償されます。



【子どもの最善の利益】

子どもがどうしてほしいのか
思いを受け止め、やり取りを
しながら、子どもにとって一番いい
ことをできるだけ実現できるよう
にすることが大人の挑戦(努力)です。



【生命・生存および発達に 対する権利】

一人の人間として周りの大人に
大事にされ愛されること、
安心・安全に成長することは、生きる
上での基盤となります。



【子どもの意見の尊重】

大人が一方的な思い込みではなく、
応答的なかわりや対話を重ねる
ことで、子ども自身が権利の主体
として自分らしく育つことができます。



国連が定めた子どもの権利条約の4つの基本原則

【世田谷区子どもの権利条例】

・子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体であり、自分らしく、幸せに生きる権利をもっています。私たち区や大人は、子どもの思いや意見を受けとめ、子どもとともに、子どもにとって最もよいことを考え、実現していきます。(第3条第1項第2号)

・子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体です。子どもの時代に、周囲の人に意見や思いを受けとめてもらった経験は、子どもの安心や自信につながり、その後を生きる大きな力となります。私たち区や大人は、子どもの思いを大切に受けとめ、子どもにとって一番よいことは何かを真剣に考え、対話し、応えていくよう努力します。(前文(区や大人の決意表明))

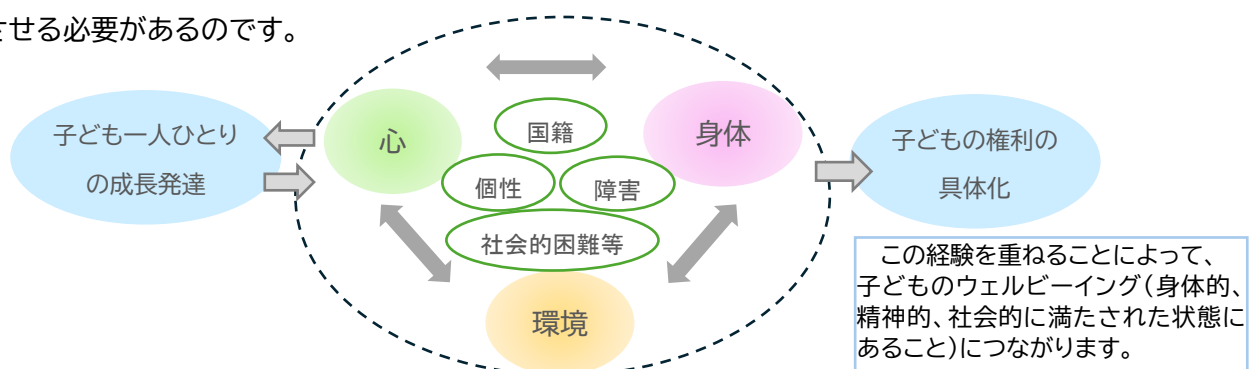
【世田谷区
子どもの権利条例】



～一人ひとりの子どもが「今を生きる主体」として

ウェルビーイングを実現することを目指します～

乳幼児期は、子どもの人格形成、社会性、情緒の安定、他者との関係性を築く力などが育まれる重要な時期です。子ども自身が今を生きる中で主体的に遊びや活動を通して成長し、学びを深めます。決して、就学に向けての準備期間というわけではありません。乳幼児期の育ちをその後につないでいくためには今を充実させる必要があるのです。

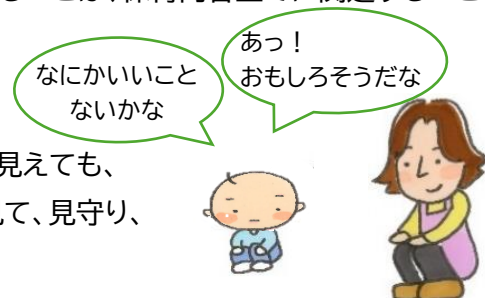


～子どもの声を聴く～

子どもの声を聴くということは、単に言葉を聞くということだけではなく、大人が子どもに対し、心を寄せて、子どもが表現している言葉やしぐさ、表情、瞳などから、子ども自身の思いや願いを受けとめ、できるだけ実現することです。本ガイドラインでは、子どもの権利を具体化することは、保育内容全てに関連することと考えています。

～子どもの心が動く時～

周りには身体が動いていないことで、なにもしていないように見えても、子どもの心は常に動いています。子どもに対し、心を寄せ、よく見て、見守り、待つことが大切です。



～子どもの権利を具体化する保育を目指して、 子どものつぶやきを受け止める～

◆【生きる権利と成長・発達する権利】

- ◎わたしたちが安心して元気に育っていけるようにしてほしい
- ・無理にひっぱったり、大きな声で怒ったりしないで
- ・いろんなところでいろんな遊びができるようにして



◆【子どもにとって最もよいことが何かを考えられる権利】

- ◎わたしをひとりのかけがえない人として大切にしてほしい
- ・わたしがわたしであることを見つけ出すのを待って
- ・大人に言わないこと・やらないことは、わたしにも言ったり、やったりしないで
- ・わたしがやりたいようにしたらだめなときは、どうしてなのか、ちゃんと説明してそして、どうすればよいか、いっしょに考えて



◆【自由に自分の意見や思いを表明する権利】

- ◎わたしのことを見て、気持ちを聞いてくれると安心する
- ・ずっと見てるだけで楽しいんだ
- ・好きな色はムラサキ。今日は上の服が濃い、下の服は薄い色に決めたの
- ・わたしたちのけんかを勝手に終わらせないで



◆【差別されない権利】

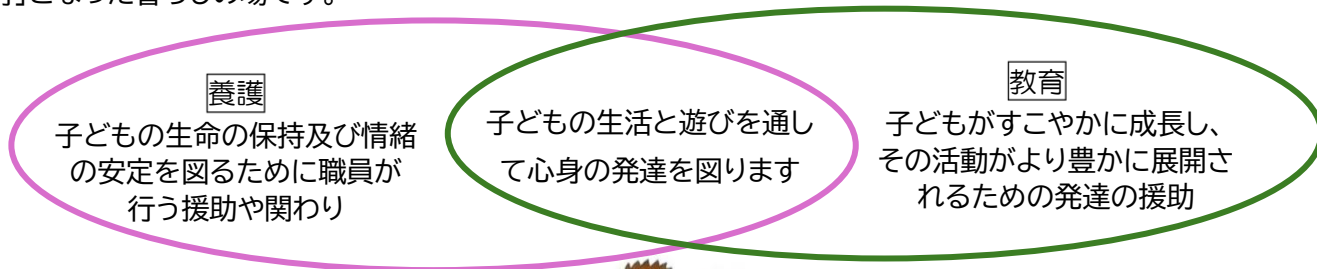
- ◎いろいろなわたしを大切にしてほしい
- ・ぼくはスカートを履いて魔女役をやりたいんだ
- ・肌や髪の色や形がみんなとちがうからってかわれるのは、ほんとうにいや
- ・わたしも一緒にやりたいの



*世田谷区子どもの権利条例及び子どもの声(アンケートより抜粋)を基に作成

Ⅱ 生活と遊び(学び)を支える

施設等は子どもたちの心や身体の成長を、生活と遊び(学び)を通して保障する「養護と教育が一体＝保育」となった暮らしの場です。



1 環境

子どもが集団で長い時間を過ごす施設等は、安全かつ清潔で心地よい環境を整えることが大切です。集団で生活していても個々の生活リズムは同じとは限りません。食べたり、眠ったり、排泄したりするタイミングやペースは様々であることから、それらを柔軟に受け止められる生活環境が求められます。

遊びに関しても一人ひとり興味や関心は異なることから、発達や個性に合わせた玩具や絵本・素材などがが必要です。また子どもが自ら物的環境に関わろうとする時、そのための時間が必要です。じっくりと対話するように物に触れることも豊かな遊びの一つです。一方で子どもたちは身体を動かして遊ぶことも好みます。園庭や近隣の公園などで戸外活動をすることも多いですが、暑さ寒さの厳しい季節や雨天時などには室内で運動ができる環境も用意しましょう。

これらの空間的環境や物的環境を構成するのが職員の役割です。子どもの発達と個性に合わせて豊かな遊びが展開されるような計画と実践が求められます。また職員にはもう一つ重要な役割があります。それは人的環境として子どもを見守り、必要に応じて言葉やスキンシップで気持ちを満たし、安心感の要となることです。遊びの中で何かに挑戦したり、友だちと一緒に遊んだりする中で、時に子どもは失敗を経験します。人は失敗から最も多くを学ぶもの。失敗は挑戦した証であり、挑戦は主体的であればこそです。そして温かく見守る周りの人の助けがそれを支えてくれるのです。また疲れている時やゆっくりしたい気分の時にくつろげる空間も長い一日の生活には欠かせません。

子どもの遊びが施設内だけに留まらず、地域や自然の中で展開される際は、より広いフィールドが保育環境となることでしょう。そして施設等が持つ最も豊かな環境は友だちという人的環境です。いろいろな年齢の子ども達と豊かに関わりながら過ごす日々が、子どもに生きる力を培います。

【環境のポイント】

○子どもが何を思い、何をするのか心穏やかに見守っていますか。

また何もしないことも尊重していますか。

○発達や興味に合わせた玩具や絵本が子どもの手の届く場所に適切な量で用意されていますか。

○ホッとひと息できる空間がありますか。



2 保育内容

(1)遊び(学び)を支える

子どもは遊びを通して、言葉や数、科学や表現する力などを身につけていきます。施設等での遊びは学びの宝庫であり、暮らしは知恵の宝庫です。そこにはその子の感じていることに応答的に見守る大人の存在があり、共感を持って一緒に遊ぶ友だちがいます。また発達と個性にあった玩具や絵本、自然物が適切に用意され、それらの物と対話するようにじっくりと遊ぶ場所と時間が確保されています。子どもは行動を起こす前にじっと観察したり期待を膨らませたり、無意にたたずんだりします。それは心と身体が動く前触れであり、それもまた、主体性です。急がせたり、先回りして提案したりせずに、心穏やかに見守りましょう。そうすることで次に必要な環境も見えてきます。

このような人的、物的環境により乳児期から遊び(学び)が芽生え、就学の時期には協働的な遊び(学び)へと大きく伸びていきます。また、友だちと一緒に遊ぶことで共感力やコミュニケーション力を身につけ、自らを表現する力を培います。たくさんのけんかや対話の経験から、共感や傾聴、思いやりの気持ちも生まれます。

段ボールで作るのが好き。自分で考えて作るんだ。



保育園は子どもが来るところだから、自分たちでいろいろなことを決めればいいんだね。



泥あそびが好き。自分で遊んだら自分でごしごしするんだよ。



子どもの声(アンケートより抜粋)

ルールにそって遊ぶことが面白くなる頃には、勝ち負けにこだわったり、我を通そうとしたりすることもあります。職員の受容や助言に支えられながら、自制心を養い、相手を尊重することや協調することを学びます。さらには同じイメージや目的をもって遊ぶ中で、役割を分担したり、相談して決めたり、励まし合ったりと協力し、取組みに参画する姿勢は、自己有用感をもって社会に関わる市民性や社会参画の基礎になります。このような子どもが楽しく遊べる環境は職員によって計画され、整えられたものです。自己を発揮して満足するまで遊ぶ経験が、自らを充実させ非認知能力(社会的情動的スキル)を育みます。遊びは子どもの心と身体の成長を促し、ひいては自分らしく生きることの基礎となるのです。

【遊びを支えるポイント】

- 用意した環境や活動の中で、子どもが何を思い何をするのか、わくわくして見守っていますか。
熱中する姿や弾ける笑顔に充実感を感じていますか。
- 子どもが、自ら興味を持って考えたり試したりすることで好奇心や探求心、思考力などが広がるよう援助していますか。
- 子どもの姿から、次の活動や計画を立てていますか。
保育計画は子どもの姿から理解を深め、実践を通してさらに膨らむものです。そのサイクルがより深い子ども理解に繋がります。

より深い
子ども理解

振り返り

保育実践

保育計画

子ども理解



(2)食育で支える

施設等では適切な食生活と食習慣の定着に繋がる食事環境が用意され、楽しく美味しい食事を日々積み重ねています。食べることは生きる力の源であり、自らの食欲や味覚、嗜好を知り、人間性や社会性を養う場でもあります。哺乳や離乳食を含め子どもの食事は空腹を満たすだけでなく、食を通して自然や社会、文化やマナーに触れ、身近な大人や友だちと共感しながら豊かに関わり、食の大切さを学ぶ『食育』にも取り組んでいます。

そのため施設等では国が定める衛生管理や栄養管理に基づき、一人ひとりの発達や状況に合わせた形状や固さ、味付け、タイミングに配慮しながら、素材の味を活かした献立と調理を行っています。また安全を第一に考え食物アレルギー等にもきめ細かく対応しています。

これらの取り組みにより食べることが好きになり、食への興味や関心を広げ、栽培や収穫により季節や旬を知り、命や自然のめぐりへの感謝の気持ちも育みます。

【食育のポイント】

「食べたいな」と思う子どもの意思が大事です

○安心して安全な食事ができる心地よい食事環境を整えていますか。

○職員や友だちと一緒に楽しく食べていますか。

○いろいろな食材や食文化に触れる機会がありますか。

食べることは
生きる力の源



～食育推進にあたっての参考資料～

【参照】・ 厚生労働省

『保育所における食育に
関する指針』



・ こども家庭庁

『保育所におけるアレルギー
対応ガイドライン』



『児童福祉施設における
食事の提供ガイド』



『授乳や離乳について
～授乳・離乳の支援ガイド』



『日本人の食事摂取基準』



『保育所における食事の提供
ガイドライン』



(3)健康を支える

乳幼児期は抵抗力が弱く病気に罹りやすい時期ですが、子どもは様々な感染症を乗り越えながら免疫力をつけていきます。さらに身のこなしを体得する成長の過程において、多少の怪我はつきものです。だからこそ子ども一人ひとりの身体の状態や生活環境に気を配るのは大人の責務です。発熱や怪我だけでなく、普段お腹が空く時間に食欲がなかったり、急に眠くなったり、排泄のペースが乱れたりすることは体調不良のサインの一つです。そのためにも普段から生活のリズムを整えることが健康の基盤です。その上で発達に応じた適切な援助により、子ども自身が健康や安全に関心を寄せ、不調を訴えたり危険を回避したりする力を育みます。

こうして大切にケアされ、身体を尊重されることで、子どもは自分の身体を大切に思うようになります。これがプライベートゾーンを守る意識の基礎であり、相手の健康や身体を気遣うことにも繋がります。施設等では保護者と連携しながら、一人ひとりにとって心地よい生活環境と関わりを大切にします。



【健康を支えるポイント】

- 子ども一人ひとりの健康状態を毎日把握していますか。
- 感染症の予防策と拡大防止策を職員間で共有し、保護者にも知らせていますか。
- 年齢に合わせて、身体の仕組みを知り自他の身体を大切にする健康教育に取り組んでいますか。

【参照】

・こども家庭庁

『保育所における感染症対策ガイドライン』



Ⅲ 施設等における子どもの権利が保障される環境づくり(安全管理)

子どもに携わるすべての人は、常に危機管理意識を持ってかけがえのない子どもの命を守り、健やかな育ちを支援する安全な環境を整える責務があります。

子どもは、日々の生活の中で様々な経験を通し、危険を認識できるように成長していきます。大人は、子ども一人ひとりの年齢や発達に応じた見守りを行い、子ども自身が危険な場所や遊び方を知り、自ら考えて行動できるように援助します。安全な環境を実現するため、遊具の安全点検や環境整備等を行います。また、一人ひとりのリスクへの気づきを声に出し合い、みんなで共有することで、リスクの発生をさらに抑えることができます。



個人情報の保護やネットリテラシーについて、全職員で共通認識し、適切に管理する必要があります。

自然災害や不審者の侵入、いつもと状況が異なる園外保育時などに対しては、備えておくことで不測の事態を減らすことができます。大災害発生時には、速やかな業務の復旧、継続に向けた計画が必要です。また、感染症の集団発生にも備えましょう。

- ★業務継続計画(BCP) ★安全計画 ★避難訓練年間計画、実施
- ★園外保育実施計画書 ★備蓄の準備 ★緊急下における子どもの心のケア及び適切なサポート
- ★保健計画 ★健康教育の実施 等

特に、重大事故につながる恐れのある3場面

①睡眠中 ② 食事 ③ 水遊び

について、乳幼児の事故防止に必要な知識、技術を習得しましょう。

【参照】 ・ 世田谷区 HP 『保育施設等の指導検査』

・ こども家庭庁 『こどもの事故防止ハンドブック』
『教育・保育施設等における事故防止及び
事故発生時の対応のためのガイドライン』

『こどもの重大な事故を防ぐためのポイント』



みんなの願い(アンケートより抜粋)

『安心、安全』と
『挑戦できる事』を共存させたい

事故防止につながるガイドラインを

～保護者の意見～

子どもが毎日楽しく
私たち保護者も安心して預けたい

～保護者の意見～

この場所で
遊ぶのが好き♪

～子どもの意見～



【施設等における安全管理のポイント】

- 大きな怪我を防ぐためには、大人の見守りが必要です。子どもは、成長していく中で小さな怪我を繰り返し、自ら考えながら安全に遊べるようになっていきます。年齢や一人ひとりの特徴をつかみ、安全に過ごせるようにしましょう。
- 個人情報の保護やネットリテラシーについて、全職員で共通認識し、適切に管理しましょう。
- 事故が起きた際は、事故の原因や次に起こさないための改善策を考え、みんなで共有しましょう。
- 遊具の劣化や、室内の棚のネジが緩んでいないか、誤飲や口に入れて喉に詰まってしまう可能性があるものはないか等、定期的な安全点検を行いましょう。
- いつもと状況が異なる園外保育では、様々な状況を予測し準備する必要があります。



【睡眠中】

窒息や SIDS(乳幼児突然死症候群)を予防する為に、寝ている子どものそばには大人が必ずつき、呼吸や顔色など、時間を決めて確認しましょう。

(0～1歳児は5分に1回、2歳児は10分に1回、3歳児以上は15分に1回が望ましい:世田谷区基準)

0～2歳児は、しっかり仰向けで寝かせましょう。

【食事】

あらゆる場面で窒息・誤嚥につながる可能性があります。そのことを理解して、子どもと関わしましょう。(口に入れたまま動き回る、寝ころんだままの姿勢、眠くなっている時、授乳後のゲップ等)

【水遊び】

子どもは3センチの深さの水で溺れる可能性があると言われています。水のある場所では、子どもから目を離さないようにしましょう。

※上記は施設等で子どもを見ていく時のポイントになります。施設等と家庭が情報交換をしながら関わりについて話していくことが大切です。

IV 職員の専門性と施設等のマネジメント

1 職員に求められる専門性

保育の質の維持・向上を実現する基本は、施設等に勤務する職員一人ひとりの主体性と専門性です。子どもの最善の利益を考慮し、子どもの権利を保障した教育・保育を行うためには、職員一人ひとりの倫理観、人間性並びに職員としての職務及び責任の理解と自覚が、専門性の基盤となります。

職員は、子どもを一人の人間として敬意をもって関わり、自身の主体性も発揮しながら、子どもとともに生活と遊びを楽しむこと、そして、専門性を高めるため、常に学び続ける姿勢をもって欲しいと考えています。

また、深い子ども理解には、専門的な知識及び技術の習得、維持及び向上に努めることに加え、子どもの小さな変化に気づく感度を高める必要もあります。

(1)子どもの主体性を尊重する実践のために

職員もまた主体性を発揮し、教育・保育に臨まなければなりません。職員は、子どもにとって、重要な人的環境です。生活や遊び、生きる姿勢のモデルとなるのです。子どもが、自分の良さを発揮し、自分らしく、生活し遊ぶことができるためには、職員もまた、そのモデルとして、良さを発揮し、教育・保育に対して意欲的に望む姿勢が求められます。また、職員は異なる職種(看護師、栄養士、調理員等)で構成されています。各々の専門性や個性を認め合いチームとして教育・保育を進めていく必要があります。



(2)保護者や地域の子育て家庭を支援するために

子育ての伴走者として、保護者の気持ちに寄り添うことで保護者自身が子育てを楽しんでいると感じることができるようになります。信頼関係を構築することで子育ての不安や悩み、困りごとに気づき、支援しています。

【職員の資質と専門性についてのポイント】

- 子どもの権利を理解し、子どもの「いま」と「みらい」にとって最も良いことを考えて実現していますか。
- 教育・保育の専門家として子ども一人ひとりを大切に思い、成長を温かく見守り、関わっていますか。
- 家庭の様子、園の様子を、保護者と共有し、子育てのパートナーとして、子どもの成長を共に考え、支援していますか。

2 職員の専門性向上のための仕組み

職員は、研修や実践、職員同士の対話を通じて、多角的にその専門性を向上する必要があります。そして、その専門性を実践に積極的に反映することで、保育の質を向上することができます。現在の保育の質に満足することなく、よりよい子どもの育ちのために、常に高みを目指し、持続的な保育の質の向上に努めなければなりません。

(1) プロフェッショナルな視点を用いた振り返り(リフレクション): 自己評価

職員は、日々の実践を通して、多くの気づきを得ます。実践の中で気づくこと、少し時間が経って振り返ることで見えてくることが、一人ひとりの子どもの生活や遊びにおける経験の意味を、教育・保育の専門的な理論や観点と結び付けて、振り返ります。保育指針や教育・保育要領、本ガイドラインの内容、わたしとの約束(チェックリスト)等と照らし合わせながら、実践の意味を掘り下げ、より深い子ども理解に繋げるプロセスが、重要な学びです。

さらに、同僚同士で振り返りの内容を対話的に共有することで、自身の振り返りでは気づかなかった新しい視点を取り入れることができます。

【参照】・ 厚生労働省

『保育をもっと楽しく 保育所における自己評価ガイドライン ハンドブック』



自己評価は「できた」「できない」という評価ではなく、内面を自己省察し、そのギャップからの気づきを自己の成長、自園の保育の質の向上につなげる点に意味があります。

(2) 職員の人材育成と同僚性

園内研修や園外研修を活用し、職員の専門性を高めることで人材育成を図ります。その方法や内容はさまざまですが、職員は、実践の中で難しいと感じていること、与えられた役割を全うするために備えなければならない専門的な知識など、自ら課題意識をもって学ぶことが必要です。職員が学びに対して主体的であることは、子どもの学びに対する主体性を尊重するためにも、心がけてほしい構えです。

さらに、学びを個人でとどめてしまうことは、施設全体の保育の質向上には、もったいないことです。研修で得られた知見や知識は、施設内で共有し、お互いに学びを活かし合うことが重要です。「学び合う風土」は、一人の気づきを仲間が肯定的に受け入れ、その気づきを起点として、対話的により良いものを探ることが認められた関係性から生じます。自身とは異なる気づきや見解を拒絶することなく、その違いから学ぼうとする姿勢をもち、お互いを受け入れ、より良いものを築く仲間として認め合う関係、すなわち「同僚性」を高める関係を構築しましょう。

学び合う関係は、園外にも広げることできます。区独自の取組みである各地域の保育ネットに参加することを通して地域の子育てに関わる関係機関と顔の見える関係を築き、情報交換や連携を円滑にすることで、区全体の保育の質の向上につながります。

(3)業務負担や働き方の見直しと専門性が発揮できる職場づくり

職員が長く働き続けるためには、働き方や業務のあり方を見直す必要もあります。業務負担軽減は、単に業務を省略することではなく、本来の仕事に注力できる環境を整え、必要に応じてそのあり方を見直すことです。例えば、記録業務の負担を ICT の導入で改善したり、休憩時間をきちんと確保したり、ほっとできるスペースを整えることで、仕事に集中できるようになります。また、補助員とともに、役割を分担することで、専門性がより効果的に発揮できます。

職員の主体性の発揮は、職場の環境や人間関係からも影響を受けます。いきいきと、やりがいを感じ、働くことができる職場のあり方を、職員全員で考え、工夫することが大切です。

【職員の専門性向上のための仕組みについてのポイント】

- 定期的な振り返り(リフレクション)を通して、自身や他者の気づきを専門的知見につなげて考えていますか。
- 「できた」「できない」の結果ではなく、振り返るプロセスを重視した自己評価を心がけていますか。
- 個人の学びにとどめず、新しい知見や気づきを施設内で共有し、学び合う風土を作っていますか。
- 職員が長く専門性を発揮できるよう、業務のあり方や働き方を見直し、お互いに気持ちよく働くことができる職場づくりを目指していますか。



【参照】 ・厚生労働省 『保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン』



『保育所等におけるはじめての ICT 活用ハンドブック』



『業務改善実践に向けた事例集』



3 施設運営と組織マネジメント

施設とは組織です。組織には、達成すべき大きな目的として「理念」が掲げられています。多様な経験や教育・保育の価値観をもった職員集団が、組織として機能するためには、「理念」を理解し、実現する方向性を共有することが第一です。職員が安心して教育・保育に従事し、よりよい教育・保育を実現するに、組織に貢献しようと思えるためには、運営事業者の経営が健全に行われているとともに、職員の資質や可能性を最大限に活かすための組織マネジメントが不可欠です。

職員の多様性をポジティブに捉え、それぞれの「よさ」を活かし、適切に役割を分担し、職員が施設や同僚に貢献する意欲をもって、相互に尊重し合うチームワークを構築することによって、施設は組織として機能するのです。

運営事業者は、職員が安心して働けるよう労働条件を整備し、職員のキャリアに応じた適切な処遇を保障する必要があります。適切な広さや設備、子どもや職員の動線を考慮した保育室を確保し、子どもと施設職員の意見が反映された備品や遊具・玩具等を整えられるよう、教育・保育に必要な経費を十分に確保しなければなりません。「理念」を実現するために、組織の責任者である施設長が十分にリーダーシップを発揮できるよう、法人等のバックアップや権利移譲など、管理職を支える体制づくりも必要です。

職員もまた、自身が組織の一員として、与えられた役割を受容し、その役目を全うすることでチームや組織に貢献していることを認識しましょう。全ての役割に意味があり、その違いに優劣はありません。お互いの存在があってこそ、自身の存在が活かされること、お互いに尊敬する気持ちをもって接することは、組織人としての資質です。

4 施設長・主任等の管理職の役割とリーダーシップ

施設長や主任(副園長)等は、施設の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守することはもちろん、施設等を取り巻く社会情勢の変化を的確に把握し、管理職としての専門性の向上に努め、当該施設における保育の質及び職員の資質向上のために必要な環境の確保に努める必要があります。

施設長は、運営方針を決定する重要な役割を担っています。主任等の管理職との対話を通して、施設等の利益につながる最善の方針を決定することが求められます。施設長は主任とその方針を常に共有し、主任は、副主任等のミドルリーダーへ方針を伝え、クラスリーダーから各職員へと共有します。情報共有のシステム構築は、組織の体制づくりにつながる重要なマネジメントです。

管理職は組織マネジメントについての理解を深める必要があります。一人ひとりの職員の良さを見出し、職員同士が認め合い、助け合える関係性を構築しましょう。また、良さを十分に認めただうえで、それぞれの課題にも目を向け、改善に向けた働きかけも重要です。

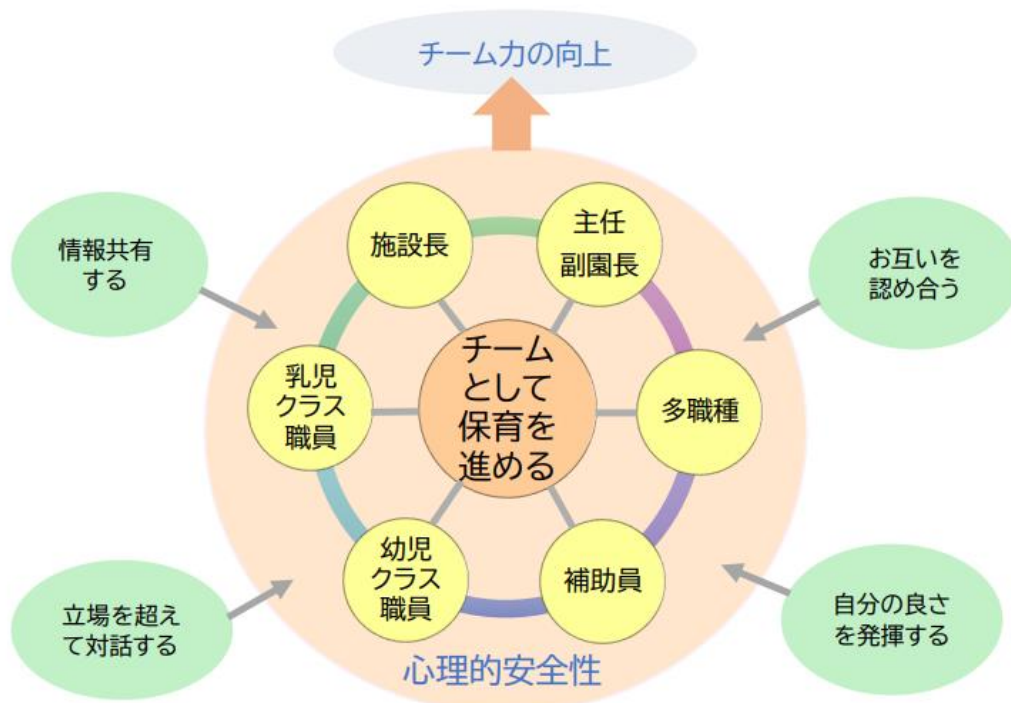
管理職がリーダーシップを発揮するためには、職員と信頼関係を築くことが必須です。日頃から職員に関心を寄せ、互いに園を構成する一員であることへの感謝と敬意をもち、一人ひとりの職員の意見を尊重するコミュニケーションを心がけましょう。

【施設等の組織マネジメントとリーダーシップについてのポイント】

- 職員の多様性を認め、お互いの違いを受け入れながら、「理念」を実現する組織をつくります。
- 職員がいきいきとその人らしく働くために、一人ひとりの得意なことを活かせる職場をつくります。
- 管理職がリーダーシップを発揮するためには、職員の意見を尊重し、信頼関係を築くことが不可欠です。
- すべての職員が安心して働ける人間関係や環境を作り、ハラスメントがない職場を目指します。何か問題が発生した時には見過ごさず速やかに検証を行い、解決に努めます。
- 事業者は適切な施設運営に向けて、様々な支援や整備を行います。
- 施設で困ったことがあった時には速やかに、区や事業者(法人)に報告・相談をしましょう。施設内で抱えこまず、情報共有を行う事が解決につながります。

また、施設長は、自施設では解決が難しい場合には、他施設との交流を図り、施設長同士の連携や自治体に助言を求めるなど、外部との繋がりを作る役割でもあります。

事業者は、管理職がその責務を全うできるよう、適切にサポートやバックアップを行うスーパーバイザーとしての役割を果たすことが不可欠です。



V 地域における子育て

区では、すべての子育て家庭が妊娠期から孤立することなく、地域の人々や子育て支援につながりながら、安心して暮らせるよう子育て支援の充実を図っています。保護者支援・子育て支援では、「子どもの権利とウェルビーイングの実現」(P4, 5)の視点をもって子育て家庭を支えること、地域の子どもや子育てを応援する「地域の子育て力」を高めていくことが必要です。

1 施設等の子育て支援のありかた

子どもの幸せ(ウェルビーイング)を実現するために、
家庭と施設の相互理解は不可欠です。

そのために職員は…

- ・子どもの育ちの姿を保護者に共感的に伝えましょう。
- ・子どもや保護者の思いに耳を傾けましょう。
- ・困りごとがあれば一緒に考えましょう。
- ・必要に応じて地域の社会資源や専門機関につなぎましょう。
(世田谷区がサポートします)



出典：こども家庭庁「幼児期までのこどもの育ちに関わる基本的なビジョン
(はじめの100か月の育ちビジョン)」
より

【地域における子育て支援のポイント】

施設内の保護者支援

- 登降園時の会話や日々のコミュニケーション、行事等、あらゆる機会を通じて、教育・保育の意図や施設等での子どもの成長を伝え、共感して喜び合い、楽しみながら子育てできるような関わりを心がけましょう。
- 保護者懇談会やおたより、個人面談等を活用して、教育・保育や子どもの様子を伝え、保護者と施設等との相互理解を図りましょう。
- 保護者同士が顔を合わせて交流するきっかけづくりをしていますか。
例えば、地域交流、行事の中で保護者同士と一緒に取組む活動を企画、父母会等保護者同士の交流活動に協力するための場所の提供など。

施設の地域支援として

- 気軽に利用してもらうために、育児講座の開催や、施設・園庭開放を通して、専門性を活かした子育てに関する情報や悩みごとを共有し、子育てを支えましょう。
- 地域の人々と一緒に子どもの成長を支えるとともに、お互いが共育ちできるよう、地域の活動や町会・自治会の話し合い、お祭りなどの行事へ参加し、子どもが職員以外の人と交流できる機会を確保しましょう。

小学校との連携

- 子どもの成長の連続性を保障するため、子ども同士の交流や職員間の情報交換など、小学校との連携を図っていますか。

2 子育て支援の場づくり

園や家庭、家族外で気軽に頼れる人がいる環境が必要だと感じています。(保護者アンケートより)

区内には、施設の他にも気軽に話ができたり、ほっと一息できたりする場として児童館やおでかけひろば、一時預かりなど多様な子育て支援の場があります。子どもをみてもらえる親族や友人・知人がいない中で子育てをしている人も少なくありません。必要な知識や具体的な育児方法(おむつ交換や抱っこの仕方等)、子どもとの関わり方等を一緒に考えていくことが求められます。また、「支援者から教えてもらう」だけではなく、同じ立場の保護者たちとの交流の中で伝わったり、他の親子を観察したりしながら自ら「獲得」していくことも必要です。

そのためにはどんな取組みができるでしょうか？

○共同養育の場づくり

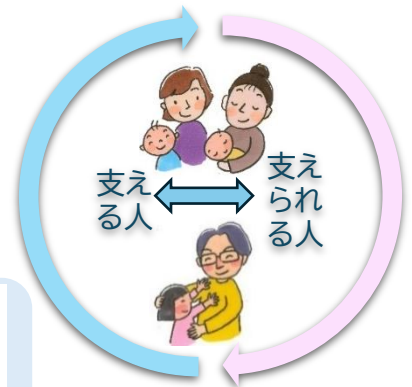
…指導助言を受けるというよりも、それを誰から伝えてもらうか、どんなシーンをつくりだすかが大事な視点のひとつです。不安や悩みをすぐ解消することだけでなく、なかなか思うようにいかない気持ちの受け止めや、お互い共感しあって手助けしあえる関係を構築しましょう。

○地域資源や適切な支援につなぐ

…区では、「子どもを生み育てやすいまち」をめざし、妊産婦や子育て家庭に寄り添いながら切れ目なく支援するために「世田谷版ネウボラ」を実施しています。

「地域子育て支援コーディネーター」とも連携し、すべての子育て家庭が身近なところで、地域の人や支援につながる橋渡しをしましょう。

【参照】世田谷区 HP
世田谷版ネウボラ(妊娠期から就学前までの切れ目のない支援)



支援の循環

○地域における支援の循環

…保護者も、支援の担い手になるという「支援の循環」をつくり出し、地域内で支援がつながり継続できるよう支えましょう。

【おでかけひろば】は、訪れる人々とスタッフが対等な関係を築いていることが良いところです。

スタッフが上から目線になることなく、保護者がお客さま扱いされることなく、「支援する・される」関係性を超えて「ともに」過ごす場であると感じました。(ボランティアの感想より)



突然抱き上げるのではなく、「抱っこしていい？」と意思確認していますか。

(出典：世田谷区子どもの権利まるっとプロジェクト)

バックナンバーはこちら→



3 地域の子育て力を高める

【おでかけひろば】で一緒に焼き芋を楽しんだおじさんから近所のスーパーで声をかけてもらいました。やっとこの地域で子育てしている実感がわきました。



子どもの育ちは、家庭や施設等の中だけで完結するものではありません。

人との関わりを通して社会性が育まれるとともに、地域社会が子どもにとって安心して生活できる居場所となります。子どもが今を幸せに生き、未来をつくり出す力の基礎を培うことができるよう、世代を超えた地域の人たちとの「つながり」を、じっくり時間をかけながら丁寧に広げていきましょう。

【こども園】の2歳児クラスが高齢者施設を訪問し交流しました。お互い緊張からか、かたい表情のスタートでしたが、徐々に打ち解けて穏やかな表情に！2歳の園児と93歳のおばあちゃんの温かなつながりに、地域交流の大切さを感じました。その後も交流を重ねて、今では友だちのように仲良しです。

【保育園】でお店屋さんごっこが盛り上がっていたところ保護者が地域のお祭りの出店に繋がってくれました。園児たちの出店は地域の繋がりを深め保育園の子ども理解へと繋がりました。子どもたちの自信と意欲にも繋がりました。

【おでかけひろば】には小さい頃から母親と遊びに来ていました。小学生になった今、「今度はわたしがボランティアだよ！」と、ひろばで張り切って赤ちゃんをあやしています。

【こども園】の海をテーマにした作品展。「ラッコを作りたい！ラッコって上向きなんだよ！ラッコって貝を割って食べるんだよ！」と思い思いの発言をしている子どもたち。一人の子が「貝ってどんなだろう？」と疑問を持ちました。「よし、近くの魚屋さんへ見学に行こう！」と盛りあがり、魚屋さんへ。地域のお魚屋さんは、子どもたちのためにいろいろと準備をしてくれて、帰りに貝殻のお土産をいただきました！その後、勤労感謝の日に「ありがとう」の気持ちを込めてお花を渡しに行きました。

【子育て交流会】では児童館が事務局となり地区のおでかけひろばや保育園、子育て応援相談員(子ども家庭支援センター)、団体・個人と共に乳幼児対象のイベントを開催しています。準備や当日を通し、支援者同士の顔が分かり、日頃から声を気軽に掛け合える関係が出来ます。地域に住む子育て中の保護者の相談を支援者同士が連携して解決につなげています。

【児童館】に乳児の保護者として児童館に来館した際、ボランティアの存在を知りました。後に自らがボランティアとして児童館のイベントで乳幼児の保護者のサポートをするようになりました。

VI 乳幼児期の多様な施設・事業者同士の連携

区独自の取組みとして、区内5地域で「保育ネット」の活動が行われています。その他にも、「となり組」（近隣保育園同士の相談体制の仕組み）や「バディ」（区立保育園の近隣園相談体制）、各地域のネットワーク活動が区内に広がっています。こうした地域のネットワークを通して、顔の見える関係性をつくり、情報共有をしながら、世田谷区全体の保育の質の向上に努めることが求められています。

【連携のポイント】

○地域の保育ネットワーク等に参加

情報交換や課題の共有を通じて、顔の見える関係を構築し、保育の質の向上に努めていますか。

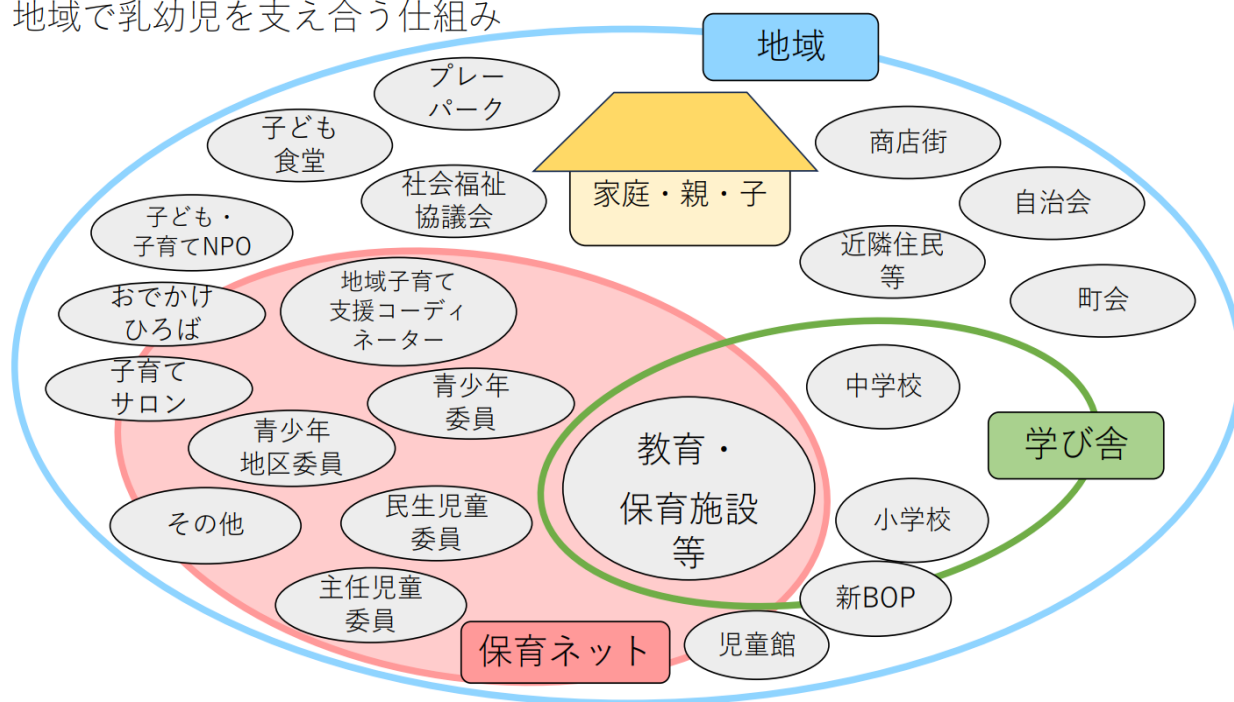
○施設見学

お互いの施設等を見学し合うなど、他施設が実践している教育・保育内容等を知り、その取り組みで学んだことを自施設等に活かしていますか。

○子どもの成長のために地域の「つながり」を広げる

施設等の資源（プールや紙芝居の貸し出しなど）を他施設に提供していますか。

保育の質ガイドラインにみる
地域で乳幼児を支え合う仕組み



Ⅶ ガイドライン改訂の趣旨と位置づけ

一人ひとりの子どもが「今を生きる主体」としてウェルビーイングを実現することを目指します

1 ガイドライン改訂の趣旨

(1) ガイドライン改訂の特徴

「子どもの権利を中心とした保育」を実践するための基本的な指針となるよう、子どもの権利条約に示される4つの一般原則の内容を明記し、子ども自身が権利の主体であることを明確にしました。

また、子どもに関わる全ての施設等に通う子どもやその保護者、これから施設等に通う子どもの保護者など幅広い方から、施設等の現状や現在の思い、今後に期待することや望むことを聴取し、ガイドラインの改訂に反映しました。

(2) 変化する保育環境と新たな課題

区では、すべての施設等が「子どもを中心とした保育」を実践するための基本的な指針として、平成27年3月にガイドラインを策定しました。「世田谷区保育の質ガイドライン策定委員会」を開催し、これまで区が保育の質の向上委員会での議論や、私立認可保育園運営事業者審査や保育巡回指導に際して、保育の質を向上させるために作り上げてきた基準をもとに、議論を重ね作り上げたものです。策定以降、行政・事業者・保護者・地域で区がめざすべき教育・保育のあり方の共通理解を図り、保育の質の維持・向上に取り組んできました。

ガイドライン策定以降、幼児教育・保育の無償化や女性就業率の上昇により保育需要は高く推移しており、保育待機児童対策として質と量の両輪を重視した施設整備を進めてきました。その結果、施設等の数は増加し、事業や実施主体も多様化するなど、施設等の現状が大きく変化しています。

また、ガイドライン策定から10年が経過し、この間、区内施設での虐待(不適切な保育)がたびたび発生するなど、子どもの権利を守る教育・保育の重要性がより高まっています。

(3) 区を取り巻く状況

令和5年4月にこども家庭庁が発足し、こども基本法やこども大綱が施行・策定されるなど、ますます子どもの権利を保障する社会の機運が高まっています。区においても、子どもの権利保障や子どもの意見表明などの原則を踏まえ、令和6年度に、区の子ども・若者政策の根幹となる「子ども・若者総合計画(第3期)」を策定し、「世田谷区子ども条例」を「世田谷区子どもの権利条例」へ一部改正しました。

(4) ガイドライン改訂と今後の活用

このガイドラインの改訂にあたっては、「世田谷区子どもの権利条例」の本質となる考え方を踏まえ、令和6年7月から「世田谷区保育の質ガイドライン改訂委員会」を開催し、区の子どもを取り巻く環境や、子どもが権利の主体として、子どものウェルビーイングを実現する社会をめざし、施設関係者、保護者、学識経験者など、さまざまな立場の方と議論を重ね、時代に即した内容への見直しを行いました。今後、施設等で働く職員一人ひとりが日々の教育・保育でご活用いただくとともに、子どもの周りにいる大人が、子どもの権利を保障し、すこやかな育ちを支えていけるよう、保護者、事業者、地域等と広く共有していきましょう。

2 ガイドラインの位置づけ

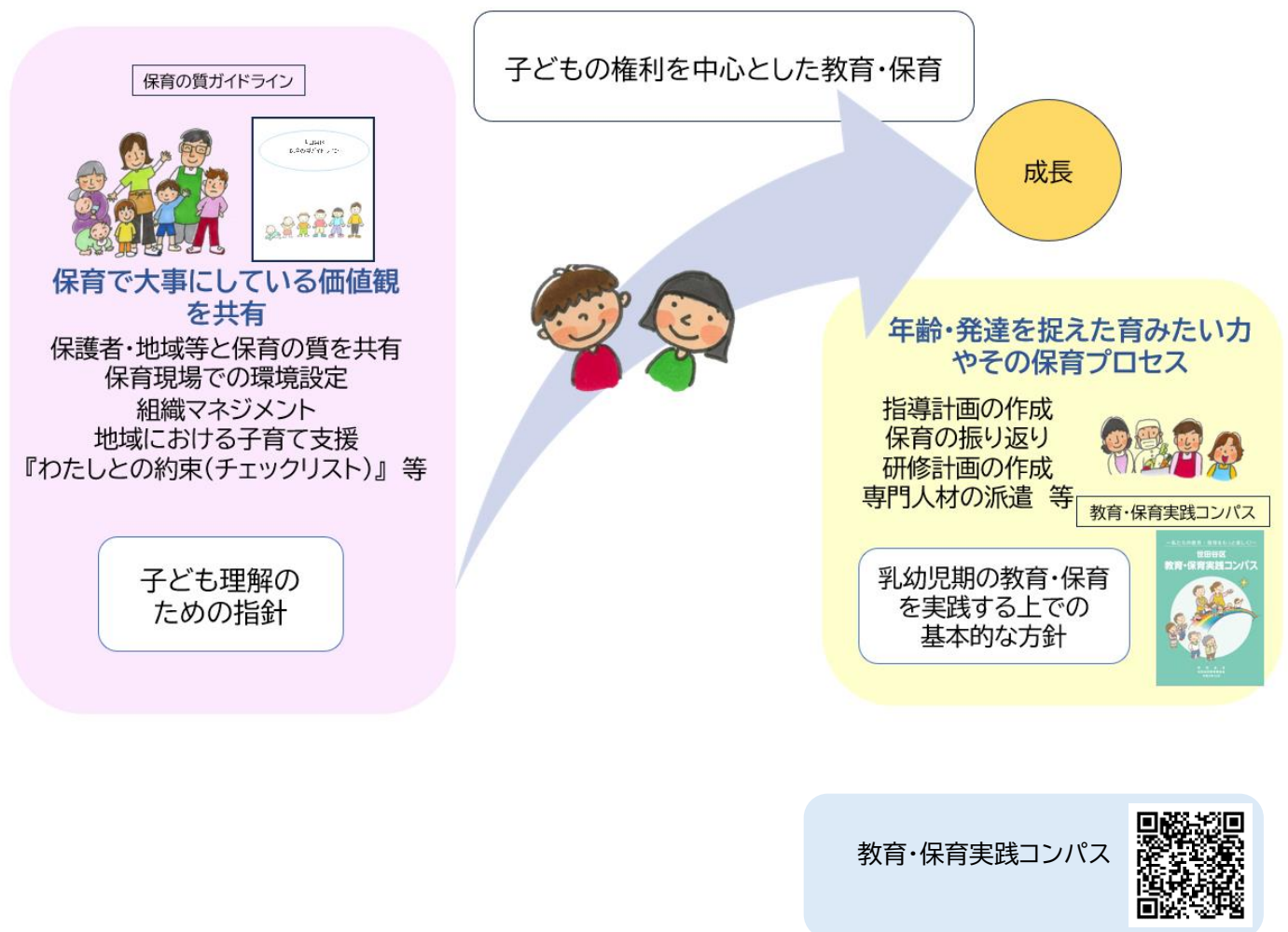
(1) ガイドラインと教育・保育実践コンパスの活用

区には、乳幼児期の教育・保育の質の向上に向けて策定した「世田谷区保育の質ガイドライン」と「教育・保育実践コンパス」があります。教育・保育を多角的に支えるツールとして、組み合わせてご活用ください。

「保育の質ガイドライン」は保育所保育指針を基に、子ども一人ひとりに焦点を当て、子どもをより理解し、「子どもの権利を中心とした保育」を実践するための指針を示しています。子どもの気持ちや意見を尊重した保育をすすめるため、保育で大事にしている価値観を共有し実践できるように作成しています。

「教育・保育実践コンパス」は施設関係者が共有し目指す乳幼児期の教育・保育の基本的な方針を示しています。子どもの年齢ごとの成長や発達の見通しを持ち、より実践的に日々のプロセスを意識しながら、教育・保育の充実を図るためのツールとして作成しています。

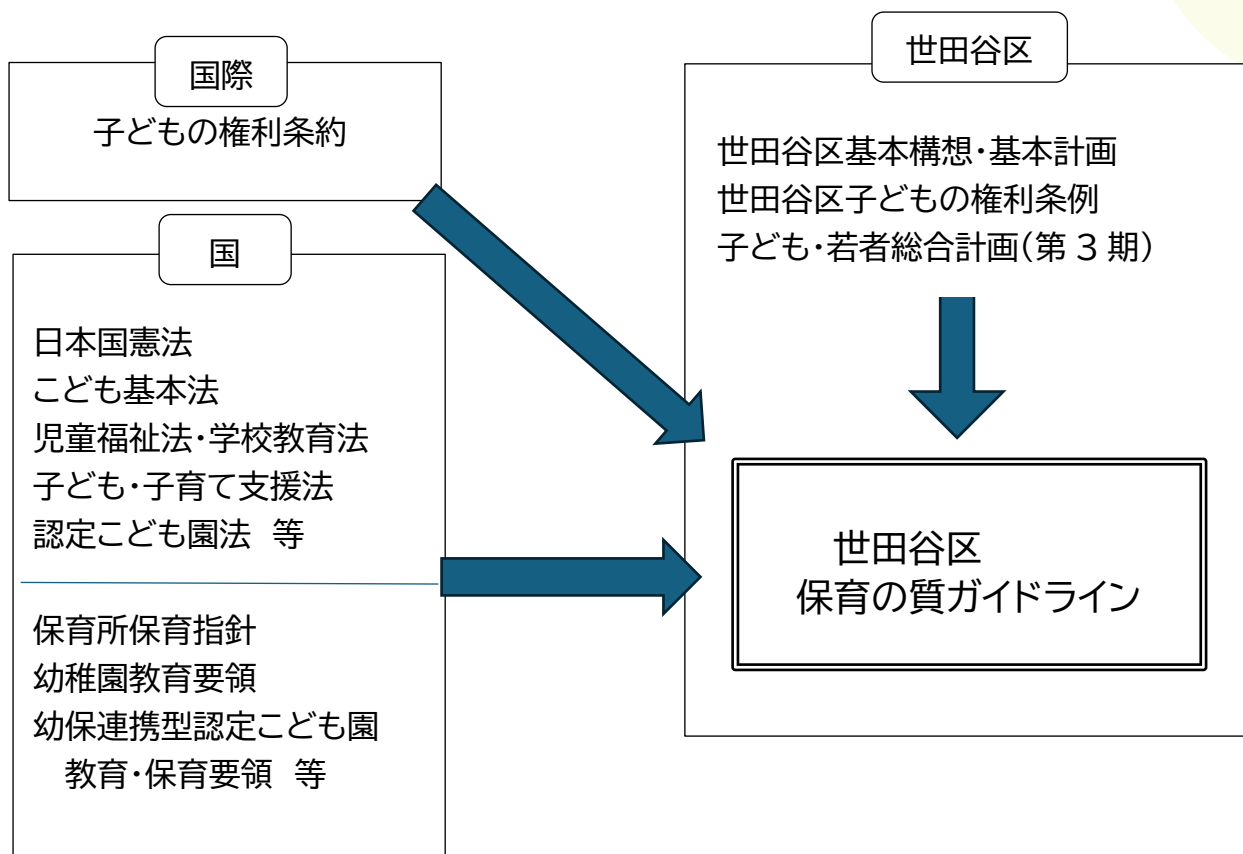
一人ひとりに合った適切な関わりを実践するために、職員同士の学び合いや振り返りを積み重ねていきましょう。



(2) ガイドラインと各法律・計画等との関係性

本ガイドラインは、国が定めるこども基本法や保育所保育指針等に基づき、全ての施設等が「子どもの権利を中心とした保育」を実践するための指針として、策定しているものです。

「子ども・若者総合計画(第3期)」や「世田谷区子どもの権利条例」の内容を反映し、区の上位計画である「世田谷区基本構想・基本計画」とも整合を図り、今後も子どもを取り巻く環境や状況の変化に合わせ、絶えず更新していくこととします。

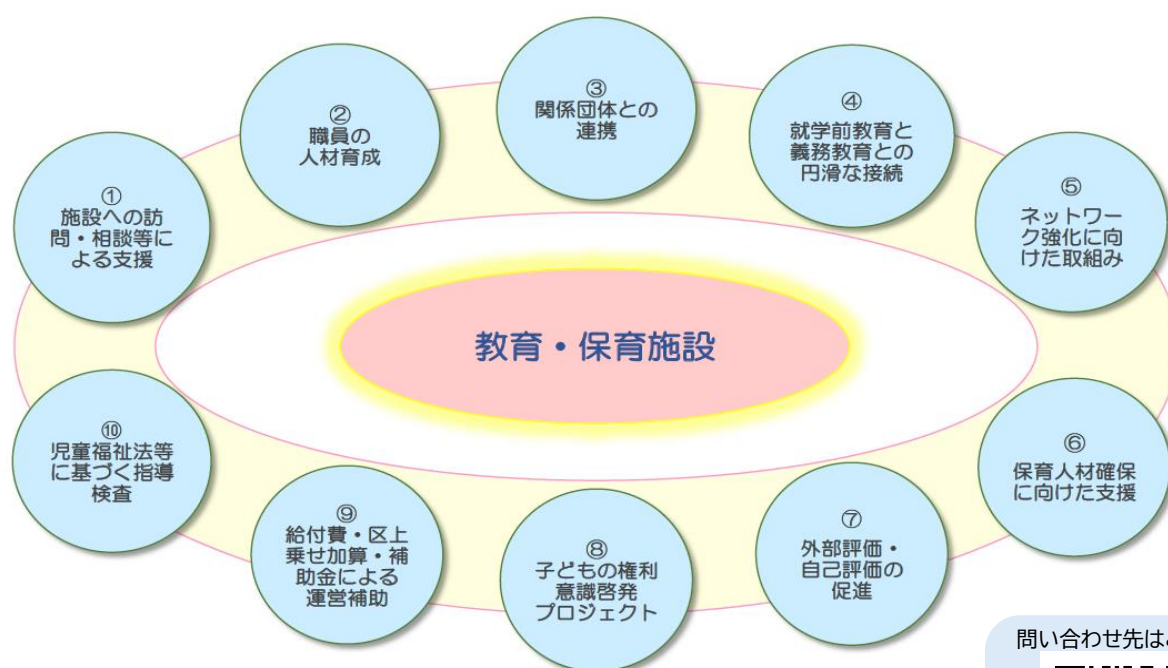


Ⅷ 区が施設等の質の向上を図っていくための主な取り組み

区には多様な形態の施設等がありますが、設置主体や事業種別に関わらず、利用する全ての子どもたちの権利を保障し、ウェルビーイングの実現と、全ての家庭が安心して子育てできる環境を確保するために、区は、新規整備から開設後まで一貫して、「保育の質ガイドライン」や「教育・保育実践コンパス」等の視点に基づき、様々な支援を行っています。そして、全ての施設等が「子どもの権利を保障する運営」を実践し、「一人ひとりが 笑顔で 自分らしくチャレンジできるまち」をめざし、事業者・職員・保護者・地域とともに、不断の努力で子どもの安全安心を守る施設等の運営と、質の維持・向上に取り組んでいます。

①施設への訪問・相談等による支援	専門職(保育士・看護師・栄養士)が区内全保育施設をくまなく訪問し、保育内容や衛生管理、子どもの様子や健康状態などを施設と共に確認する「保育サポート訪問」や、施設長経験者で知識及び経験が豊富な「保育運営支援専門員」による相談支援、事務職員を中心とした保育課の職員が施設を訪問する「定例訪問」を実施し、保育内容の充実を図るとともに、施設と行政との「顔の見える関係」を構築しています。
②職員の人材育成	公私立の幼稚園や保育施設を対象に、子どもの命を守るために必要な基本的知識、子どもの権利や人権など専門職として必要な研修をはじめ、施設開設時の研修や、キャリアステージに応じた各分野の研修を企画・実施しています。施設の枠を超えた研修を実施することにより、専門職としての知識の向上とともに、施設職員間での情報交換や保育の学び合いの機会を設け、保育の質向上につなげています。多くの施設が受講できるようオンライン、アーカイブ配信による研修も実施しています。 また、公私立幼稚園・保育施設に外部有識者(コーディネーター等)を派遣し、園の強みを活かす支持的・協同的な視点で施設に伴走することで、子どもの育ちを捉えた保育のプロセス(PDCA)を充実させ、保育の質や組織力の向上につなげています。
③関係団体との連携	世田谷区民間保育園連盟や世田谷区私立幼稚園協会等の関係団体と連携を密にし、園長会や事務連絡会等において、区の事業等の進捗状況の説明や情報共有を行っているほか、就職フェアなどの団体の事業に対する支援を行っています。 また、区立小中学校、公私立幼稚園・保育施設、区による「乳幼児教育・保育関係者連絡会」や、区と公私立保育施設の代表とが率直な意見交換を行う場を設けています。現場の声を今後の施策に反映するとともに、安全安心を守る施設運営と保育の質の向上に向けた取り組みを共に検討しています。
④就学前教育と義務教育との円滑な接続	区立中学校の学区域を単位とした、区立小・中学校、公私立幼稚園・保育施設によるグループ「学び舎」による施設間の交流活動や、アプローチ・スタートカリキュラム等を通して、就学前教育と義務教育との円滑な接続を進めています。
⑤ネットワーク強化に向けた取り組み	区内5地域で、様々な施設が支えあい、保育の質の向上に取り組むことが重要であるという共通認識のもと、自発的・自主的に保育ネット(保育関係者のネットワーク)の活動が行われています。区は、保育ネットの活動を側面から支援しており、さらに、地域を超えた交流も促進し、互いに支え合える関係の構築を図っています。 区内の児童館では、全館が子育て支援館として地域の多様な関係者が集まる懇談会等を実施し、子育てに関する情報共有や意見交換を行っています。地域子育て支援コーディネーターや社会福祉協議会とも連携し、日常的に子どもや子育て家庭を見守り支えるネットワークの強化を推進しています。

⑥保育人材確保 に向けた支援	保育人材の確保や定着支援を図るため、保育人材情報ポータルサイトの運営、就職相談会の実施、保育士養成校との関係づくりなどを、人材確保に関するノウハウ等を有する事業者への委託や、ハローワーク等との連携・協力により実施しています。 また、国や都の補助制度を活用した住宅確保支援や、区独自の処遇改善により、職員が働きやすい環境を整備し、人材確保及び離職防止を支援しています。 一時預かり施設では、保護者も支援の担い手になる「支援の循環」の構築に向け、保護者が保育者として従事するために必要な研修を実施しています。
⑦外部評価・ 自己評価の促進	第三者評価等の定期的な受審や他者及び自己評価等を促進し、全ての施設等が区全体の保育の質の向上に協力して取組んでいけるよう支援しています。
⑧子どもの権利 意識啓発プロジェ クト(まるっとプ ロジェクト)	保育の質ガイドラインに基づき、子どもを取り巻くすべての大人が子どもの権利や子どもの育ちについて振り返る機会を作り、子どもをまんやかにした子育ての実現に向けて取組んでいます。子どもに一番身近な存在である大人に対して、乳幼児期の子どもの権利に関する広報や普及啓発を行っています。
⑨給付費・区上乗 せ加算・補助金に よる運営補助	認可保育園においては、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に区独自の項目を上乗せし、区の基準に基づく保育士・調理員・保健師(看護師)の上乗せ配置など、保育環境を整備している事業者に運営費の上乗せ加算をしています。 私立幼稚園においては、教育環境の向上等に関する事業に対する補助を行い、教育環境の充実を支援しています。
⑩児童福祉法、 子ども・子育て支 援法等に基づく 指導検査	施設の運営が児童福祉法、子ども・子育て支援法等に定められた基準に沿って行われているかを確認するため、施設に対する指導検査(立入調査)を実施し、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、施設の適正な運営や利用環境の向上を図っています。 施設の質の向上を図るとともに、区民が施設を選択するための一助にもなるよう、指導検査の結果をホームページ等で公表しています。



問い合わせ先はこちら



世田谷区保育の質ガイドライン改訂委員会委員

委員長	井上 眞理子	洗足こども短期大学教授
副委員長	岡 健	大妻女子大学教授
委員	森田 明美	東洋大学名誉教授
委員	上田 美香	東洋大学講師
委員	小嶋 泰輔	さくらしんまち保育園 園長
委員	北村 秀人	昭和女子大学附属昭和こども園 園長
委員	清水 弥生	社会福祉法人純生喜狛会 理事長
委員	松田 妙子	特定非営利活動法人 せたがや子育てネット 代表理事
委員	伊澤 恵味子	世田谷保育親の会 会長
委員	松本 幸夫	子ども・若者部長
委員	池上 明美	世田谷保育園 園長

世田谷区 子ども・若者部
保育課



